

(成和月例セミナー2016 第7回)

10名様限定



外国人雇用 にまつわる 労務と在留資格を 理解しよう！

2016年
10/29
(土)

グローバル化の進展に伴い「ヒト・モノ・金+ノウハウ」が国境を行きかう中、幾多の課題に直面するも、全力で取り組み課題を克服されている企業の皆様も多いかと存じます。しかし、そのような中でも税務面や労務面での課題は置きりにされていることが多いのも実情です。

2016年の「成和月例セミナー」は、主に企業の国際化における「国際税務」や「国際労務」の分野の中で、テーマを中堅・中小企業にとって必要となるポイントに絞ったものにしております。

「成和月例セミナー」はご参加者の人数を少人数に限定させて頂いておりますので、実務上のお悩みや、疑問点などを、気兼ねなくご質問いただくことが可能です。皆様のご参加をお待ちしております。

【Contents】

労働力人口が減少する中、外国人の活用に取り組む中小企業が少なくありません。外国人雇用
に必須の労務と在留資格の留意点を解説します。

1 【在留資格の概要を理解しよう】

- ・就労が可能な在留資格とは？
- ・よく言われる永住許可とは…？

2 【定着を目指す外国人の労務管理を理解しよう】

- ・外国人人材に適用される労働・社会保険のルール
- ・定着させるための留意点

3 【グローバル人材採用の留意点を理解しよう】

- ・日本採用外国人の海外勤務・現地採用外国人の日本勤務の留意点

≪ 講師 ≫

成和社会保険労務士 社会保険労務士 荒井 妙恵子

【成和月例セミナー2016】今後の予定

- ◎ 第8回 11月19日(土) 10:00~11:30
国際取引にまつわる消費税を理解しよう！
- ◎ 第9回 12月10日(土) 10:00~11:30
2016 本社に必要な中国労務の実務知識

全10回 詳しくは弊社HPを参照ください。

- 参加対象者 / 中堅・中小企業オーナー様、経理・総務担当者様、海外赴任が予定される従業員様等
(一般企業を対象としております。同業者の方のお申し込みはご遠慮ください。)

- 募集人員 / **10名様 限定** (先着順) 申込期限1週間前

- 会 場 / **税理士法人 成和** 名古屋事務所 セミナールーム
〒450-0003
名古屋市中村区名駅3-25-9堀内ビル7階
(名駅地下街 ユニモール「U6番出口」直結)
TEL : 052-433-2112

- 日 時 / 2016年 **10月29日(土) 10:00 - 11:30**

- 参加費 / **無料** 【セミナー開催 会場案内図】



名古屋駅ユニモール地下街U6番出口直結

<http://www.seiwa-group.jp/>

✉ info@seiwa-group.jp

【お問い合わせ】 税理士法人成和 名古屋事務所 担当：浅井・三浦
〒450-0002

名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル7階 TEL 052-433-2112 E-mail : info@seiwa-group.jp

◆◆お申込みは、裏面に必要事項をご記入のうえ、E-mail または FAX でお願いたします◆◆

FAX

税理士法人 成和
担当： 浅井・三浦
052-433-2114



2016年10月29日
第7回
2016年 成和月例セミナー
(名古屋会場)

ご出席

ご欠席

今後セミナー案内を
希望しない

| | | | |
|---|---|-------------------------------|---|
| フリガナ お名前 | TEL | | |
| | E-mail | | |
| 会社名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 職位 | | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| 年齢層 | <input type="checkbox"/> 20歳代 | <input type="checkbox"/> 30歳代 | <input type="checkbox"/> 40歳代 |
| | <input type="checkbox"/> 50歳代 | <input type="checkbox"/> 60歳代 | <input type="checkbox"/> 70歳以上 |
| ご意見 ご質問 | | | |
|  | ご記入いただいた個人（法人）情報は、弊社及びグループ会社が開催するセミナー・フォーラム・サービスに関する情報の提供の目的で利用させていただきます。 登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。 | | |

FAX
052-433-2114

◆ セミナーの詳細については、裏面をご覧ください ◆